

議第41号

滋賀県児童福祉法第62条の6の規定に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成27年2月17日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県児童福祉法第62条の6の規定に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県児童福祉法第62条の6の規定に基づく過料に関する条例（平成18年滋賀県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1号中「昭和22年法律第164号）」の右に「第19条の6第2項の規定による医療受給者証または同法」を加え、第2号中「第57条の3第3項」を「第57条の3第2項もしくは第3項」に、「同項」を「これらの項」に改める。

付 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。